

御許容たり。兩宮へ凡奉公事請望申す。始計は、とぞうらく
らしく。數度懇々^{チヨウコロ}請ひ申候れど、おもにやむをき。武家の恩
深き。赤松が方^{アシカニ}の者ともなれど、實は奉公を望む
其あやより。漸御許容の御り、とき賜ち。大勢一同は泰然^{タクエン}、猶御隔心あらむ事を憚
る。間島彦太郎。上月左近將監。中村彈正忠。同次郎。上野小
次郎。平瀬彦左衛門尉。同小太郎。小谷與次等引分まつ。兩宮
の御在所は伺候し。其餘の者ぞもん。山中所によ打散志の
び居て。たゞ時伐を待つが如ひ。さて明る長禄元

丁丑年十二月山中雪深うきと總志。官方代りあらめりをうか
ぐひく。夜懸くせむと云ひ合ひく。同二日の夜一揆の者ど
も二手よ分れて密々兩宮の御在所へ打向ふ。まづ一手は
大河内の御在所へ子の刻をうりり行着て密々御殿に忍
び入る。丹生屋兄弟して尊秀王残害し奉る。中村彈正忠御
頭を賜る。或ち中村太郎四郎とも云々やがて神璽を取奉る。引退く
さうろ残。此宮の伺候人を始め吉野十八郷の者ぞも起立
て追懸けり。寄手雪はあづみて引うぬきを残。伯母谷と云
ふ處は追撃矣。丹生屋兄弟中村彈正忠同太郎四郎等を
討丁うじ。此時宮の伺候人井口太郎左衛門と云ふ者心太

やく計らひ。再神璽を奪て返し奉る。尊秀王の御頭を
べ。雪よ埋もて隠してたゞけるが。血よ染みもあるなり。か
残見つゝも浦を取返してきり。浦の河野谷へ向ひ
まつて一手も。同じ夜半ばうそよ。御在所は忍入と。間島彦
太郎忠義王残捕へ奉る。上月左近將監御頭を賜たり。引
退く。此時その宮方社者ども出合て寄手八人討うちぬ。上
月へ遁げ退きうそ。宮方少は伺候人宇野大和守。高野山の
智莊嚴院の弟子僧定順。また次郎太郎と云ふ者合せて四
人討死せり。以上上月記。赤松記。應仁別記。南方紀傳等参考。
祖ノ南方紀傳ふも此時の御事。明年の尊雅
王の御事を同じ處のあやめし記し。さうぞやまつりなり。今吉野け山中高原村高峯

山福源寺は古碑二つあり。一つより一宮、自天親王。一つより二
宮忠義大禪定門と誌してあるが在る。兩宮の御墓所とぞ
ゆゑ。あの二碑の事を大日本史よそ。有一古碑記曰一
宮云々二宮云々と記すれり。○巡狩録附録。吉
野の事書たるもの。今吉野よ七保九箇村と云ふ處也。
其を東川村・西河村・大瀧村・寺尾村・入谷村・迫村・高原村・人知
村・白屋村と云ふ。此村くは寶物とし。守護するもの。而
り。宮の御兜赤銅金の筋あり。金の鉢形。金の龍頭。正平革の
吹吸くき。御位牌二つあり。つも南朝二宮自天禪定法皇。一つも
南帝王二宮忠義禪定法皇と誌す。又長禄元年御事。乞
筋目う者と云ふ。毎年二月五日祭禮。九箇村うも
る。つもう終を行ふ。筋目う者其行事をつともる例なり。又
六保九箇村とあり。中奥村・和田村・神野谷村・柏木村・上多
古村・上谷村・大迫村・伯母谷村。今波村。此村くは宮の
御鑑・御太刀・御長刀の類。寶物と傳す。藏す。あきも
每年二月五日祭禮。其式七保と同じ。又四保五箇村と
云ふ。井戸村・武木村・坂村・下多古村・白渡村。此村くは

之の宮の御鑑の両袖を寶物。祭日祭式等も右
よ云ふる村と相同ト。其村は山中より宮の御自害
の舊蹟也。彼此は在りと見えたる由記すれど。按う
そめ前目の者と云ふ。井口太郎左衛門が齋あるを
まく件は井三村の山里人今世うども彼宮にさばの
うる尊び慕がる衆を奉まる真心の厚き事。いと珍らしきある
ことを

○其後南方宮方の者。最も思ひよる事なく。楠正理
等尊義王の第三の御子。尊雅タカマサ王を取立奉り。神璽を上る。
潜々大和比十津川おおわびとづかに遷り。明永長祿二戌寅年六月。
まゝ吉野の山奥の御在所を構へて遷り坐せま。あらきよ
り。按よ事企てす。第一の御子の尊秀王。又そめ第一の御子の尊秀
王と称する御名の尊字へ。御祖後醍醐天皇の御名尊治
と称してす。受けたる御意。第二の御子忠義王。尊字を憲。御父尊義王の義字を襲き

用ひたる。そのを第三の御子。尊雅とも
称し得る。尊秀王。後其御志を繼み
神璽を擁ちたるふ。ある。あくみ小寺性説
尊字成御名は付さぬ。あくみ。越智の
越智の雜掌として。大和の國內に在り。國人越智某。小
河中勢少輔と議。間島衣笠等と共に。其宮は御在所を
襲ひ。其處を遁き。十津川に遷り。小
寺等追續を。攻け。八月廿七日の夜。はくよ
其處をうち破ら。尊雅王痛手を負ひ。吉野の北山たる
高野上の高福寺に遁き坐りける。御創の惱重として。遂
よ其處みて薨。高福院と謚た。まくもうるうど。
此寺のうきはる。葬。又神璽を。もやよう御事なく坐ま

しりの残。此時小寺藤兵衛入道性說等が手次守返一奉
奴。尊雅王の薨ト有る事。神靈を守返一奉る時之事。諸
書は記せる趣混雜ト記す。上月記。捕氏系圖。南方紀傳。南
朝紹運圖等を相證一参考する。記す。但し此時の事。上月
記す。何の宮と云ふ事を記す。南方紀傳す。尊秀王と
混雜ト記す。大日本史も引ひてある。捕氏系圖。又南朝紹運
圖。記する趣實は解なり。よくその捕氏系圖。正理凡譜に
此時南帝(後醍醐帝)四代孫也。赤松某及取神靈之後。十津川、
皇居破而崩。於北山高野上高福寺。記す。此時の事を
云至る。三宮尊雅王の御事。て事實明證なり。然る
後醍醐帝四代孫也。も云至る。りづきの王。ても
世數合ひがき。捕氏の子孫此系譜記す。頃の謬傳ある
其譜。よき。考も。後醍醐天皇の皇子
後村上天皇より。數始く。尊義王。尊秀王。尊雅王の三代。よ
う分く。四代孫といふ。あくも。所。然らば古書。め
世系よ。祖と。人の名残舉く。其人の子。り。世數をうご
へく。若于世孫。も書る例。後醍醐天皇を御祖と
御世數。後村上天皇より。計。と。又後
龜山天皇。北朝と御合體す。吉野を出。還幸し。等。も
。

よく。南方宮の世數。避て計へる心あらば。あらば
し。又南方紀傳。尊雅王の御事を後醍醐帝より五代
御代よ。尊義王を加へ。及尊秀王。尊雅王。兄弟を連続く
一代の。心あらば。考へる所。あらば。大日本史。件の捕
氏系圖を引く。一宮自天王と申す。尊雅王の御事。ら
む。記す。校者。訂。又彼
の筆。かく。尊雅王。南帝と称ひ。十津川。皇居と。ま
の遺。あらば。あらば。あらば。あらば。あらば。
等供奉。醍醐三寶院の天神堂。置奉す。同卅日都。參
上。此由三條内府。ま。武家へも申す。せば。やがて奏聞あ
里。天皇歎感。坐。耶。日神靈内裡。此。内
裡土御門

又在り。上より注るのみ。嘉吉歸入らせてある。明德三年炎上。其後も新造あり。神璽御帰座の儀式をなす。遂行へざる。而かくとあがたふと。おき

後花園院天皇の大御世

足利義政公

の事となむ。りける。

此後もなほ南方の残黨事を謀。事ありと。之に。其尤。天地根元歴代圖。寛正元年二月大地震。國々兵革多。旱魃大風。洪水。五穀不熟。大飢饉。人民六畜多餓死。時將軍義政。任吾榮。遷不知。人民之餓死。耽。自重職。不知天下之飢饉。朝暮營造殿嚴宮。栽花植草。南殿作山水。自所集磬石。徒費國民力量。帝聞此事。以一首詩諫。義政云。殘民無採首陽薇。處々閔廬鎖竹席。詩興吟酸春。二月滿城紅綠為熟肥。義政頂戴。此御匂即止。普請。之えり。帝。後花園院天皇の御事なり。件の御製の起句。依。そののみ。南方の残黨のあり。又。東寺古文書の中。寛正二辛巳年。廿一日方評定引付帳。二月十八日。此記。就。畠山右衛門御對治事。自公方様被成下御内書。

於高野仍爲寺務。被傳達寺家。自當寺可食高野山之由。一昨日被申送云。御書云。義就事可誅罰之由。被成下綸旨之條。度。雖仰遣于今。依有延引近日及南方同意企之處。當山族少。令與力之旨。有其聞。頗緩急之至。不可遁天譴。所詮出現形之輩者。加嚴制。致忠節者可被行恩賞也。正月廿三日。御判金剛峯寺衆徒中。又高野山金剛峯寺。御書。源義就依令沒落。南方蜂起。云。不移時日可被追討。早屬左衛門督政長朝臣。手。抽軍忠。可為神妙。若於敵同意之輩者。可被處嚴刑者。綸命如此悉之。以狀。九月廿八日。右大辨。金剛峯寺衆徒中。山名宗全が申請。義就赦免。得。又熊野北山。出て上洛する由。應仁記。又。又神璽御帰座の後六年を經。寛正六年十二月廿六日。赤松一松丸。十二歳。而て元服。將軍足利義政公の名。一字。残元賜ひ。赤松次郎政則。名。セ。御内慮の仰。又。又新田庄。其の御兼約。出。領地。多賜。又。又御教書を添。下され。然ども世の中。乱。御教書を添。下され。然ども世の中。乱。

とゆき。山名左衛門督源持、豊入道宗全、赤松が家
も舊き遺恨あり。其家の再興ある事を懸み。うきを
舉とも專と謀る。万々懲りて。故に政則が家人小此度の
うきは切せり。又細川右京大夫源勝元を
も恨む事の所。勝元政則と親しうる。彼が並
せくおもはれ悪あるより事起。互に隙出来。ばは山名
方細川方。武士ども二方よ立分まつ。以もあら應仁の
大乱となりて年経。持豊勝元相續く病死。終ひづ
うら世もや。靜まり。猶治らる。そとあへ。そばに浮くものあく。明
應五年四月廿五日政則病死。其家漸よ衰微。以上
神皇正統記。應仁別記。南方紀傳。南朝紹運圖。康富記。齋藤親
基記。赤松系圖。捕氏系圖。足利家官位記。東寺廿一口方引付
帳。寛正製天神神祇王代記。福源寺古碑銘。南山巡狩錄附錄
等参考。抑嘉吉三年の禍事。九月廿四日神璽禁裡を出。せ
移ひ。長祿二年八月廿九日。十六年の年月残經

。今か。御帰座坐。三種の神寶。相備。そ
もか。かくても猶世の亂。治らざり。朝廷よ
再び。あとある御事。年経。天照坐大御神の御慮
形。東照神御祖命出。初より御志を定。天皇
の御事。畏み。神く。御祈あきて。不殊の御勲
功坐。天下太平。安國と治。行。天津日嗣。神
寶も。堅石。常石。不動形。鎮坐。まことに。然ゆる
べき理。御事。立。立。立。立。熟。思ひ。まづ。その
う。南朝の皇威。漸く。衰へ。させたまひ。猶三代

うけま正一き天津日嗣知一名。都近き吉野の山行宮
よれり一坐。ともちもさきを。御軍人を出一がどて。都を
をうかぐりきまくひきみ线。北朝がくふさきくへ。大ある
世うそづらひなうう然だ。武家ようゆまくの軍人をう
もれ。うき奉らむあくへ難かる。おのづかくいき
あへねりける。然くもえせび。つもは御和睦御讓位と申
き御事。御中うき仕奉もあへ。然まくづる。ゆきく大義^{カミヨリ}を
むきくゆるあく。そらむれりて。憚^{クモリ}奉もる意も有
はらえど。神^{カミ}と也神器^{カミツキ}は御^{カミ}やまもあくも。深く
畏^{クモリ}奉もるが故^{カレ}うそくみゆく。うそくみてそめ

御讓位の後。あくみ記^{カタニ}のうごく南方れ宮がく軍^{アマ}を起し。
内裏^{ノミコト}は乱入^{スル}。畏^{クモリ}も天皇を驚^{ハラフ}。奉もくはく神靈^{カミヌカ}を犯^{スル}。奪^{スル}
奉もる。皆^{アリ}ふ上^{スル}もおき御大事^{カミノハシナ}がく。其罪惡
いと重^{タメ}。速^ハ官軍^{カミガウ}を差^シ。神靈^{カミヌカ}を守^ル返^スし奉^ス。宮
宮^{カミ}をも捕^ムまく。其方^{カミ}の武士^{カミ}も成^ス。あく
く誅^{スル}。き事^{カミノハシナ}の。殊^ハ彼^{カミ}官方^{カミ}。少^{カミ}微^{カミ}ある御勢^{カミ}
なまく。然^ハ然^ハた。たやまく。がくまく。十年^{カミ}多く。ゆく
る波^{カミ}然^ハ然^ハである。おもくら神靈^{カミヌカ}は御^{カミ}や波^{カミ}あくも
事^{カミ}成^ス畏^{クモリ}。かくうへに時^{カミ}をあち^{カミ}かく^{アリ}有^ス経^スしもの
がくまく。やうもく^{アリ}かく^{アリ}あやく^{アリ}御^{カミ}と形^スする成^ス。

乱世の極み。まゆは足利がともあられ心あり。神寶をも
神寶として。ものまづかく其尊き御事代。ひそひそとぞりた
る也。ひそひそ畏れしよも尊ひ皇國ミツニからよもゆりうけむ。せ
てもうおのきび君を弑コロせる。赤松アキラのともがらう。其罪ひそ
ひそもよも。命マヨかきひそひそ。ひそひそとぞく守返シテカム奉
ひそひそ事ハシマ。凶事吉事行ハシマ。幽理モモリの行ハシマ生ハシマるも
ひそひそ。ひそひそやけがかりもぬくも畏ハシマ天照坐ス皇大御
神ハシマ。大御護マキリの著明く。うへもくも尊き御事ハシマ。ひそひそ
ひそひそ。今此書ハシマ記ハシマ嘉吉三年よりちかく御禍マガ
事ハシマ。南方の宮ハシマの御子の繼く。又その方ハシマぬも

めどもの。うみみ子の末孫までも。猶そのうみの御事である
が償る。ある事。志を以て。命を以て。いざばう
ある事。志を以て。命を以て。いざばう。
大義^{コトワリ}をもたらす所為ある事。論ふまでもあら
ぬ事。其真心にあらう。ざむれむ。深うもつ
る。ひよあられぬふと。小刀^{ヒサギ}を取る。應永記。應
義弘討死。殘兵降參の事を記せる處。捕木二百餘騎。今より
眼前の御敵^{アシカニ}。今更降參申すむこと無益^{ナリ}とも。
大和路より、行方不知落失^{ナシ}。と云り。又應仁別記。應
仁二年六月廿九日。世保^{方舟}將軍の敵^{アシカニ}。與力楠原城落也。と云
えり。右楠氏二人とも名ひやど考へば。此二
人を足利の敵對せること論もきむ。

芳野山花のあらそひのれをほづまひ（故人をあきらめ）

南方宮畧系

後醍醐天皇

御名尊治

後村上天皇

御名熙成

後龜山天皇

御名熙成

說成親王

上野太守

称上野宮

後出家護性院宮

義有王

出家圓滿院門主大僧正圓悟或称圓胤法親王後還俗
文安四年十二月廿二日於紀伊國湯淺城戰薨

教尊

勸修寺大僧正

第三皇子
小倉宮

尊義王

出家万壽寺宮后因後還俗南方私稱太上天皇
嘉吉三年九月廿五日於延暦寺中堂戰薨

尊秀王

犯擁神璽北宮或称南方新皇或南方一宮或自天大王
長祿元年十一月三日於大河内御所為赤松黨被切害薨

忠義王

称河野宮或南方二宮
長祿元年十二月三日於河野谷御所為赤松黨被切害薨

尊雅王

犯擁神璽吉野山中務御所
長祿二年八月廿八日於高野上高福寺依兵創薨

文政四年三月十九日

伴信友謹稿

210.4

1